

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則について

1 改正理由

- (1) 「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）」が令和2年2月7日に一部改正されたことに伴い、本細則の所要の規定整備を行う。
- (2) 令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」により、本細則の様式について所要の規定整備を行う。

2 改正内容

- (1) 本細則第1条及び第16条中「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。
- (2) 本細則の下記様式について、㊦を削る。
 - ・ 第一号様式（浄化槽使用開始報告書）
 - ・ 第二号様式（技術管理者変更報告書）
 - ・ 第三号様式（浄化槽管理者変更報告書）
 - ・ 第四号様式（浄化槽維持管理報告書）
 - ・ 第八号様式（浄化槽工事業廃業等届出書）

3 施行期日

令和3年10月1日